

京都市教育委員会告示第1号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会の開催のために必要な施設の設備の程度及び候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が納入すべき費用額を次のとおり定めます。

令和7年7月2日

京都市教育委員会

1 施設の設備の程度

施 設			設 備 の 程 度		
名 称	種 別	面積 (m ²)	照 明	演 壇	聴 衆 席
生涯学習総合センター	第2研修室	164	LED 20w36個 32w138個 40w1個	卓子1脚	机52脚 椅子104席
	第8研修室	200	LED 20w3個 32w48個 55w6個 150w49個 60形12個	卓子1脚	机2脚 椅子200席
生涯学習総合センター山科	研 修 室	158	LED 59w16個 60w9個	卓子1脚 脇机1脚	机29脚 椅子85席
	実 習 室	127	LED 59w12個 60w7個	卓子1脚	机26脚 椅子73席

備考 生涯学習総合センターの第2研修室及び生涯学習総合センター山科の研修室は、それぞれの施設に付帯する設備で間仕切りをして、その一部を使用することができる。

2 納入すべき費用額

区分	納 入 す べ き 費 用 額	
午 前	施設の種別に応じ京都市生涯学習総合センター条例(以下「条例」という。)別表第1及び京都市生涯学習総合センター使用料の徴収等に関する規則(以下「規則」という。)別表第2により算出した使用料に相当する額	
午 後	同	上
夜 間	同	上

備考1 「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までをいう。

- 2 準備、原状の回復等のために午前10時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの区分により施設を使用する場合は、この表の規定にかかわらず、条例別表第2により算出した使用料に相当する額とする。
- 3 条例別表第1に規定する付属設備を使用する場合は、規則別表第1に掲げる使用料に相当する額を加算する。

(教育委員会事務局生涯学習部)